

令和6年度 子どもの包括的自立促進支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名

子どもの包括的自立促進支援事業

2 事業の目的

本事業は、問題が複雑・多様化し様々な要因などで引きこもりや非行等の状態になっている生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもを対象に、安心して過ごし、自己肯定感を育み、学ぶことのできる居場所の提供を行い、生活習慣の改善や学習支援、就労支援等を行う。不登校や高校進学でつまづいてしまった子ども達に相談や面談、社会体験活動等を通して、学習等への意欲喚起やコミュニケーション能力の向上を図り、学校への登校や高校進学、就職等を行えるように包括的な支援を行うことを目的とする。

3 基本方針

子どもの包括的自立促進支援事業業務委託受託者（以下、「受託者」とする。）は、次に掲げる基本方針に基づき業務を遂行すること。

- (1)子どもの実情や生活状況等に合わせ、安心して通えるような居場所になるよう工夫し支援目的を達成するために関係機関と連携に努めること。
- (2)基本的に集団で学び合い、支え合うなど相互の関係性によってコミュニケーションや自己肯定感の向上を図れるように努めること。
- (3)意欲喚起及び社会体験活動等にかかる支援状況の進行管理、事業として必要な調整等を行うこと。
- (4)民間事業者のノウハウを活用した効果的な事業の実施に努めること。
- (5)本事業の趣旨を踏まえ、子どもの自立の助長に必要な支援を行うよう努めること。
- (6)本事業の趣旨を十分に理解したうえで那覇市と目的を共有し、互いに尊重して連携・役割分担を行いながら委託業務を実施すること。
- (7)業務の実施にあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「個人情報保護法に関するガイドライン」を遵守するとともに、個人情報の厳格な管理のために万全の態勢を整備すること。
- (8)上記、事業の目的、基本方針を踏まえ、事業が確実に推進できるように業務従事者が適切な支援を行うために必要な教育を行うこと。

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

※契約日に開所していることが望ましいが、受託者が変更になった場合においては、委託実施場所の確保等の準備を2か月以内に完了すること。

5 委託業務の実施場所

受託者が市内に設置する委託実施場所で、子どもが公共交通機関等で利用しやすい場所に位置し、支援を行うにあたり必要な広さを確保すること。

6 事業内容

(1) 支援対象者

経済的貧困、社会的貧困、文化的貧困の3つの貧困を抱え、引きこもりや非行等の状態になっている生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子ども（概ね10歳から18歳）。

※特に支援が必要だと思われる子どものうち、約30人を対象者数の目安とする。

経済的貧困：経済的に困窮しており、衣食住を維持することが難しい生活状態のこと。

社会的貧困：親族や知人等、相談や世話をしてくれるような人が回りにいない状態。仕事や地域のコミュニティ等にも関わっていない、若しくは関わりが弱いために孤立化している状態のこと。

文化的貧困：経済的貧困、社会的貧困を起因とし、社会一般的な生活習慣や生活状況と比較して極端に偏ってしまっている状態のこと。

上記、3つの貧困は相互に関与し、貧困の連鎖が発生している。専門的な定義づけはされていないが、貧困問題をより具体的に理解するために本事業では上記の定義とする。

(2) 業務内容

受託者は、包括的な支援を行うため、那覇市が設置する児童自立支援員、子ども自立支援員及び子ども寄添支援員などの支援員（以下「那覇市児童自立支援員等」という。）と連携し、子ども及びその保護者に対しソーシャルワークを行うとともに以下の業務を行う。

なお、子どもが身体的・心理的理由もしくは災害発生等社会情勢の変化により居場所へ通所することが困難であると那覇市が判断する場合には、支援の一部または全部について、情報通信機器の使用、物資の配布及び家庭訪問等により支援を実施することができる。また、感染症防止対策等のため居場所を閉所する場合においても、子どもの状況に応じて電話・メール等による連絡や食料品等の配布及び家庭訪問等による支援の実施に努めること。

ア アセスメント

那覇市児童自立支援員等が作成した個別シート等を元に面談を行い、子どもの意識や状態等のアセスメントを実施して総合的に把握すること。アセスメントを実施する際には、他制度等の活用についても助言を行うよう努めること。

イ 目標・計画の作成及び相談カウンセリング

目標作成にあたっては、子どもの細かな課題分析とその対応策の整理をし、支援対象者に応じて1～数カ月単位の目標設定を行い、支援プロセスと到達度の可視化・明確化に努めること。また、相談カウンセリングを行うこと。

ウ プログラムの実施

作成されたアセスメントシートに基づき支援のために必要な支援プログラムを実施し、さらに関係機関と連携を図り、個々の子どもに応じた支援プログラムを受けられるように手配すること。

エ アウトリーチの実施

必要に応じてアウトリーチを実施すること。また、必要に応じて那覇市児童自立支援員等と連携しながら行うこと。

オ 居場所の提供

子どもの一人ひとりの状況に応じて、安心して参加できるように様々な工夫を図ること。

カ 社会体験活動等

必要に応じて、社会見学や農業体験、地域ボランティア活動への参加等を行い、キャリア教育を実施すること。

キ 食の提供及び食育の実施

子どもへ安心安全に配慮した食事を提供すること。また、調理実習などを通して作る・食べる等の大事さや健康の大切さなどを学ぶとともに、コミュニケーションや想像力などを高められる様にする。食事の提供に関しては、食中毒等の事故が発生しないように十分な対策を講じること。

ク 生活支援

必要に応じて、掃除・洗濯等日常生活を営むために必要な事柄を身につけられるような支援を行うこと。

ケ 学習支援

必要に応じて個別に学習支援を行うこと。その際、子どもの学習レベルに対し、つまずいた箇所から復習を行い基礎学習に重点を置いた支援を実施すること。また、必要に応じて高校の中途退学の予防のための学習支援を実施すること。

コ キャリア形成支援

必要に応じて社会との関わりや仕事をする意義、自己実現の意味等の理解を深める事業や自分がやりたい仕事や向いている仕事を知る事業、職業体験ができる事業を実施し、自ら進路選択を可能にする場の提供を行うこと。

サ 学校との連携

出席扱いを含め学校と連絡・調整を行うこと。

シ ネットワークの構築

上記ア～サの支援を実施するにあたり、地域資源の活用や人的ネットワークの構築に努めること。

ス 事業の引継ぎについて

受託者に変更があった場合は、事業実施場所の確保等の準備期間内に旧受託者は新受託者へ引継ぎを行うこと。また、新受託者は旧受託者から引継ぎを受けること。

(3)職員の配置について

ア 業務を受託するにあたり、管理責任者を配置すること。管理責任者は職員を統括し、事業実施にあたり、那覇市との連絡・調整等を行うこと。

イ 社会福祉士等のソーシャルワークに係る専門的知識及び技術又はこれに相当する十分な経験を有する者を必ず配置すること。（※非常勤でも可。）

ウ 学習支援を行う際には、教員免許など学習支援に係る専門的知識及び技術を有する者を配置するよう努めること。

エ キャリア形成支援を行う際には、キャリアコンサルタントなどのキャリア形成支援に係る専門的知識及び技術を有するものを配置するよう努めること。

オ 業務を受託するにあたり、2名以上の職員を配置すること。

7 その他

(1)苦情対応

子どもと業務従事者間での苦情、トラブル対応は原則として受託者で行うこと。ただし、那覇市及び那覇市児童自立支援員等に引き継ぐ必要があるものは、速やかに引き継ぐこと。

(2)資料等の適正な管理

個人情報を含む資料については、適正かつ厳重に管理すること。

(3)安全対策

安心して参加できるように必要な安全対策を行うこと。特に食事の提供に関しては食品衛生法に則り、適切かつ十分な対策を行うこと。

8 業務実施日及び実施時間

(1) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

(2) 実施日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日及び6月23日の慰霊の日を除く毎日。ただし、子どもの参加状況など考慮し那覇市と受託者の協議により変更可能とする。

(3) 業務を要しない日

那覇市と受託者の協議により、業務を要しない日を別に定めることができる。

(4) 実施時間

午前10時00分から午後6時00分までとする。

※ただし、子どもの参加状況など考慮し那覇市と受託者の協議により変更可能とする。

9 人員の配置報告について

受託者は那覇市に対し、業務従事者の名簿を業務受託後、速やかに提出するものとする。業務受託期間中に変更があった場合には、直ちに変更名簿を提出するものとする。

10 実施状況の報告等

(1) 受託者は、当月に係る事業の以下の実施状況を翌月10日までに那覇市に報告すること。

ア 子どもの支援状況等アセスメントシート

イ 事業報告（子どもの参加状況、事業の実施状況等）

(2) 委託事業が完了したときは、又は年度終了後、5日以内に実績報告書に係る書類を添えて那覇市に報告すること。

(3) 本事業を実施するにあたり、那覇市と受託者は定期的に報告、連絡等を行うものとする。その際、必要に応じて事業の実施状況等を振り返り、評価及び改善を図るための協議を実施する。

11 運営会議の実施

事業の実施状況等を振り返り、評価及び改善を図るために年3回以上、那覇市及び受託者にて運営会議を開催する。その際、関係機関の有識者等をオブザーバーとして参加させることができる。

1 2 業務従事者研修・教育

受託者は、業務遂行にあたり、より良い支援を実現するため、業務従事者に対し必要不可欠な知識や技術を指導・教育し、習得させて資質の向上に努め、支援業務が適切かつ円滑に行われるようにすること。その際、那覇市やその他関係機関が開催する研修会等も活用するよう努めること。

1 3 業務の再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を、第三者に再委託又は請け負わせることはできないものとする。但し、予め那覇市に承認を受けたときはその限りではない。

1 4 個人情報の取り扱い

受託者が業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）「個人情報保護法に関するガイドライン」を遵守し、その取り扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

1 5 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、業務終了後も同様とする。

1 6 事故の取り扱い

- (1) 受託者は、本業務中における事故の予防及び発生した事故について必要な措置を取らなければならない。（※保険等に加入し、対策をとること。）
- (2) 受託者は、業務の実施について那覇市に損害を与えたときは、直ちに那覇市に報告し損害を賠償しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに那覇市に報告し、受託者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が那覇市の責に帰すべき事由によるときにはその限度において那覇市の負担とする。
- (4) 受託者は、受託者の責に帰さない事由による損害については、第1項または第2項の規定による賠償の責を負わない。

1 7 法令等の遵守について

受託者は、業務を行うにあたり、労働基準法等その他の法令規則を遵守する

こと。

18 その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、那覇市と受託者で協議の上、決定するものとする。